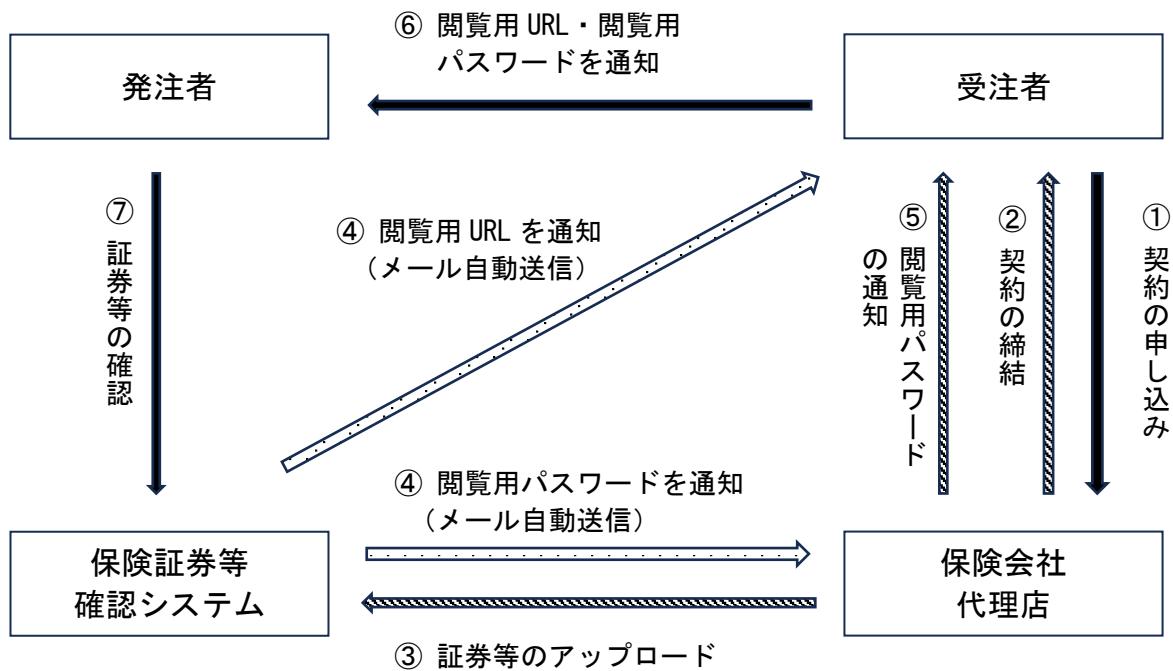


建設工事等における保証証書（契約保証）の電子化について

名古屋港管理組合では、建設工事等における契約保証に係る保証証書等について、令和7年12月1日以降に締結する契約から、一般社団法人 日本損害保険協会の運用する「公共工事履行保証証券等における保証証券等確認システム」（以下「保証証券等確認システム」という。）による提出を可能としましたので、お知らせします（従前どおり、紙の保証証書等の提出も可能です。）。

記

1 保証証券等確認システムによる提出方法（概要）



2 対象

- ・損害保険会社が行う契約保証に係る公共工事履行保証証券（履行ボンド）及び履行保証保険

（※PDF方式により発行された保証証券等を電子メールにより提出する方法は、対象外です。）

3 その他

保証証券等確認システムの詳細等については、損害保険会社にお問い合わせください。